

序章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

小金井市(以下、「本市」という。)では、平成18年(2006年)3月に「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

前計画は、平成18年(2006年)度から平成27年(2015年)度までの10年間を計画期間とし、計画期間を前期・後期に分け、おおむね中間年での見直しを予定していましたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、見直しについて延伸をしてきたところです。

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月、全焼却炉の運転を停止しました。そのため平成19年(2007年)4月以降、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしているところです。各施設の周辺住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部及び可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設において最終処分しています。施設の所在する日の出町住民に厚く御礼申し上げます。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年(2014年)1月、日野市・国分寺市・本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。これに基づき、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、整備事業を実施しています。

本市では、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、前計画期間の最終年度である平成27年(2015年)度から計画を1年早め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、新たな「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとします。

第2節 計画の位置づけと対象期間

1 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理の基本計画として、本市の上位計画である小金井市基本構想・基本計画及び小金井市環境基本計画との整合を図った上で策定するものです。なお、本計画を推進するための年度毎の具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

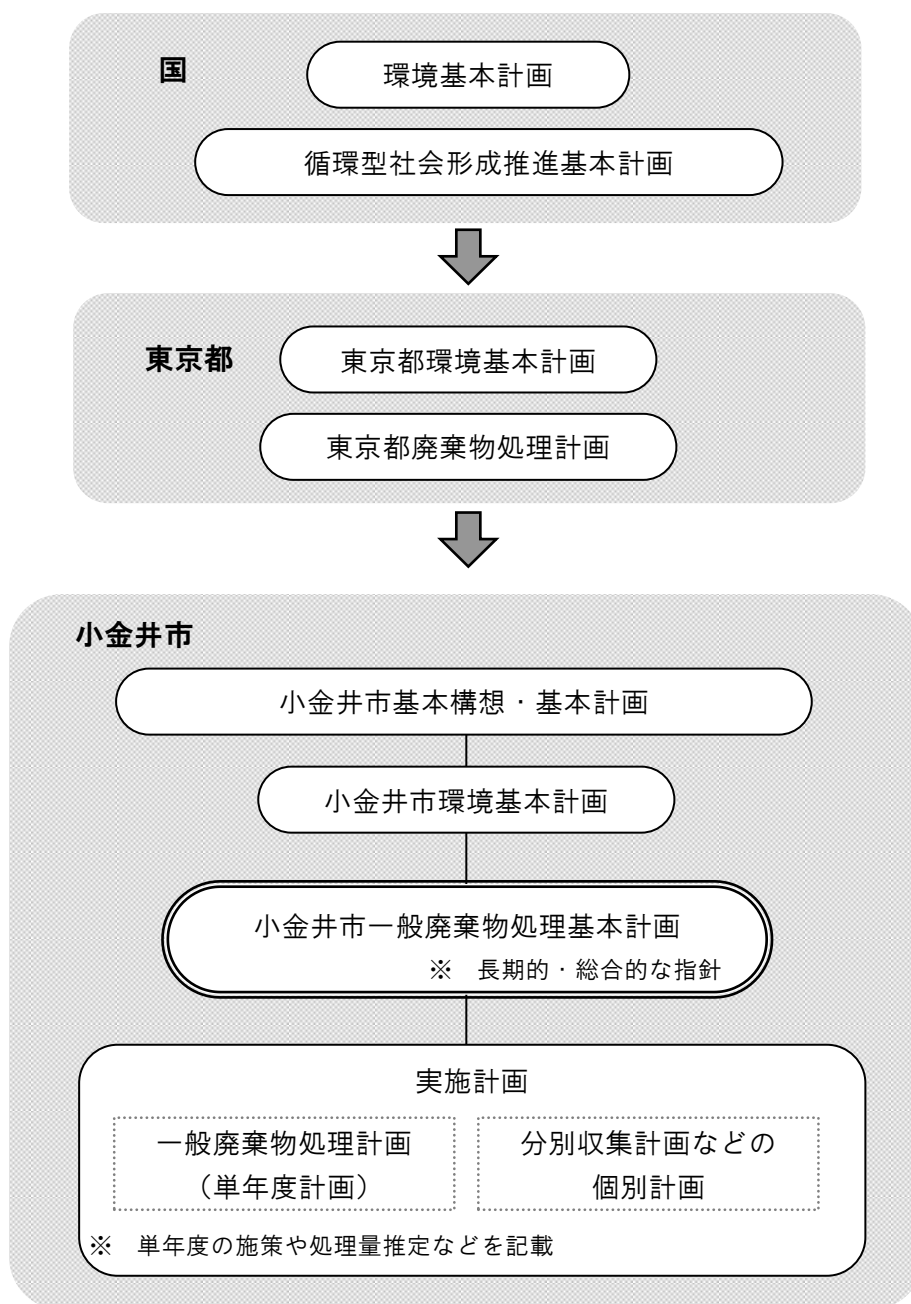


図 0-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2 計画対象期間

本計画は、平成27年(2015年)度を計画の1年目とし、平成36年(2024年)度までの10年間を計画期間とします。また、計画期間を前期(平成27年(2015年)度～平成31年(2019年)度)、後期(平成32年(2020年)度～平成36年(2024年)度)の2期に分け、国の指針に基づきおおむね5年ごとに見直すこととします。また、社会情勢の変化、法制度の改定、計画の前提となる諸条件に変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

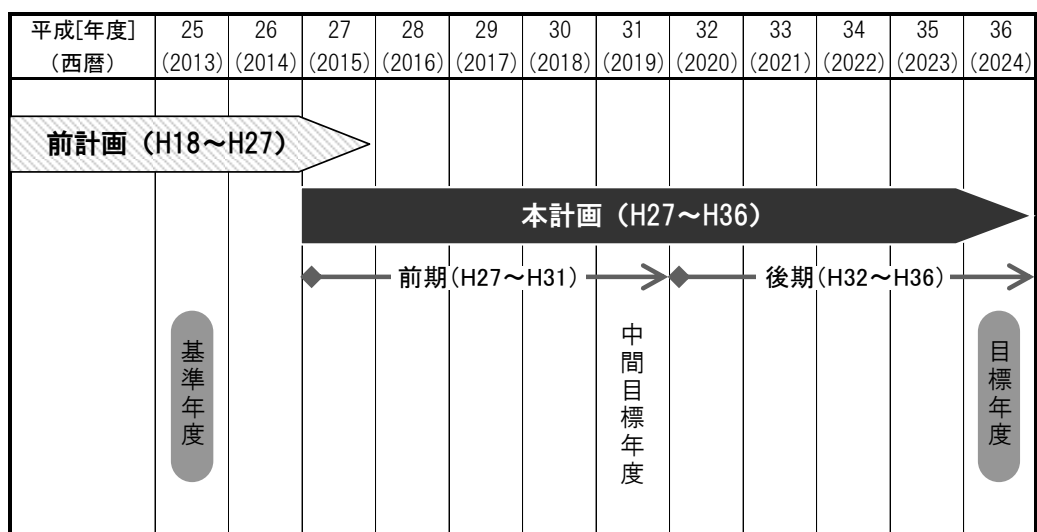


図 0-2 計画期間